

令和7年度 言語聴覚士の実務実態調査についての報告

千葉県言語聴覚士会 介護保険委員会

今年度の介護保険委員会では、訪問リハビリテーションを実施している事業所を把握し、訪問リハビリテーションを必要とする方へサービス提供の一助となる情報を周知することを目的に、千葉県内の訪問看護・訪問リハビリテーションに係る言語聴覚士の実態調査を行いましたので、ここにご報告いたします。

1.調査方法

調査は下記の方法で実施しました。

調査時期	令和7年7月13日～令和7年8月31日
対象・方法	<input type="checkbox"/> 本会会員に対して、県士会ニュース・県士会メールマガジン・ホームページにて告知し、アンケート収集にはGoogleフォームのWEBアンケートを用いた。 <input type="checkbox"/> 千葉県回復期リハビリテーション連携の会・千葉県訪問看護ステーション協会・千葉県老人保健施設協会の協力により、各団体の会員事業所へ案内文の周知をしていただいた。
調査項目	<input type="checkbox"/> 訪問に係る言語聴覚士の有無 <input type="checkbox"/> 所属（所属先/住所/電話番号） <input type="checkbox"/> 対象地域 <input type="checkbox"/> 所属人数（常勤/非常勤） <input type="checkbox"/> 訪問曜日 <input type="checkbox"/> 対象者（成人/小児） <input type="checkbox"/> 対象領域 <input type="checkbox"/> 対応する保険（介護/医療/自費） <input type="checkbox"/> ホームページの掲載の可否

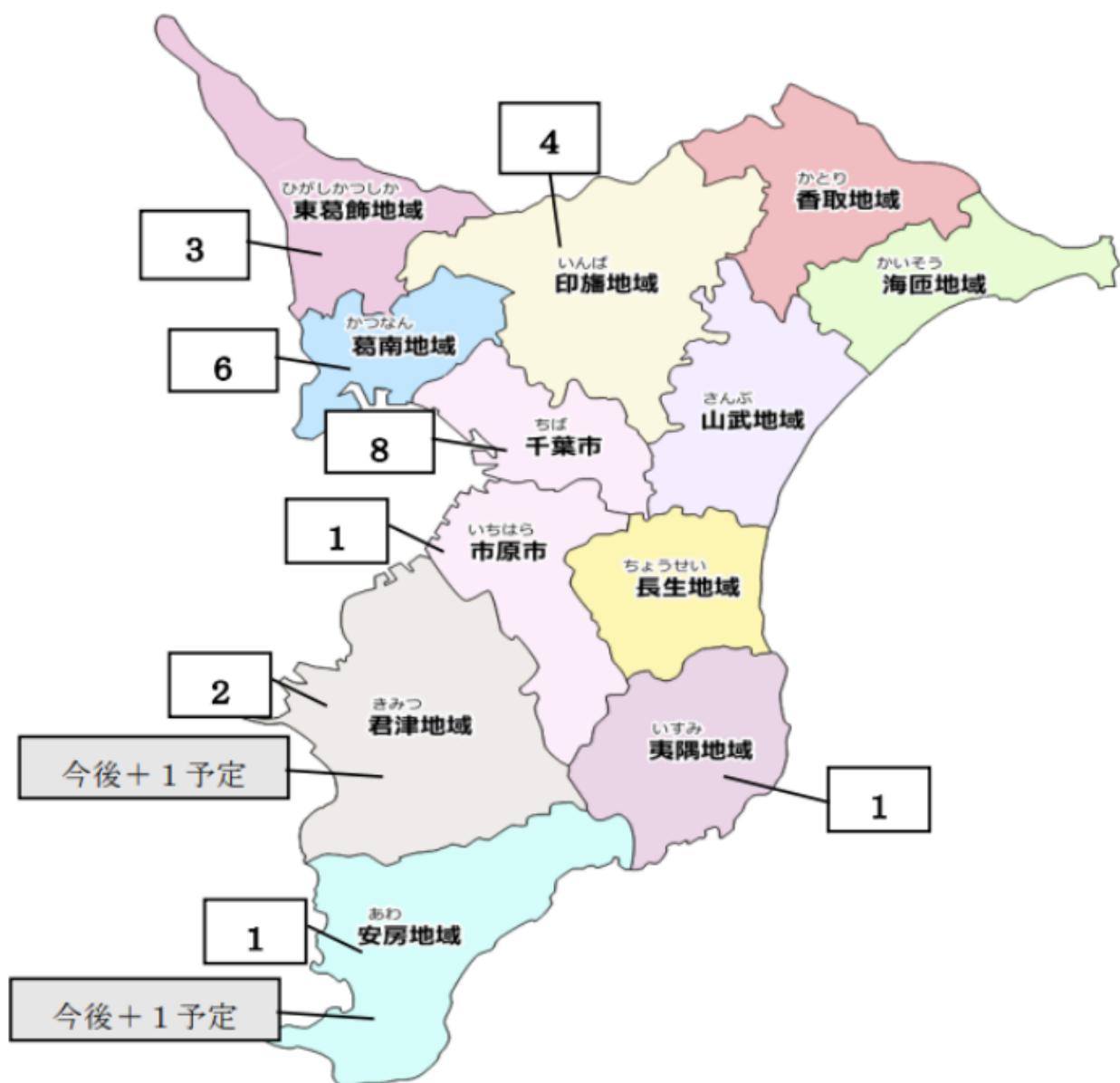
2.結果

アンケートの全回答数は58件、そのうち訪問に係る言語聴覚士が在籍する事業所は26か所でした。該当した26事業所の回答内容について、下記に項目ごとの結果を示します。

事業所の所在地	<u>訪問に係る言語聴覚士が在籍する事業所（合計26）</u> 千葉市（8）、船橋市（4）、柏市（2）、八千代市（2） 印西市（2）、木更津市（2）、流山市（1）、佐倉市（1） 四街道市（1）、市原市（1）、館山市（1）、いすみ市（1） <u>※今後、訪問言語聴覚士のサービスを開始予定の事業所（合計2）</u> 館山市（1）、袖ヶ浦市（1） <u>※訪問に係る言語聴覚士が在籍する事業所の回答なし</u> 香取地域、海匝地域、山武地域、長生地域
事業の形態	訪問看護ステーション（14）、病院診療所（9）、老人保健施設（1） 訪問リハビリテーション（1）、有料老人ホーム（1）
常勤/非常勤	常勤のみ（15）、常勤+非常勤（5）、非常勤のみ（6）
所属人数	1人（12）、2人（5）、3人（2）、4人（2）、5人（1）、7人（1） 10人（1）、10人以上（2） ※内訳 <u>常勤</u> ：1人（9）、2人（4）、4人（3）、10人以上（2） <u>非常勤</u> ：1人（7）、2人（3）、4人（1）

稼働曜日	月～金 (6)、月～金+土日+祝 (5)、月～土 (3)、月～土+祝日 (1) その他 (11)
稼働日数	週5～7日 (17)、週3日 (4)、週4日 (3)、週2日 (2)
対象者	成人のみ (15)、成人+小児 (11)
対象領域 (重複あり)	成人言語・認知 (26)、成人摂食・嚥下 (24) 発声・発語 (20) 小児摂食・嚥下 (9)、言語発達障害 (11)、難聴 (3)
対応可能な 保険サービス	介護保険+医療保険+自費 (9)、介護保険+医療保険 (9) 介護保険 (5)、医療保険 (2)、医療保険+自費 (1)
ホームページの 掲載の可否	可能 (21)、見送り (5)

3.訪問に係る言語聴覚士が在籍する事業所の地域分布



4.まとめ

今回の調査で得た回答では、千葉県内で訪問に係る言語聴覚士が在籍する事業所は26か所であった。そのうちの80%が首都圏に近い県北西部（東葛飾・葛南・印旛・千葉市）に所在しており、県南部など他の地域ではごく少数の事業所で言語聴覚士が訪問リハビリテーションに従事していることが分かった。さらに県北東部においては該当する事業所の回答は0件であった。県内でのサービス資源の地域差が、調査により改めて明らかなものとなった。稼働の状況は、1人職場の割合が46%と多いながら、77%の事業所で常勤の職員が在籍し、65%の事業所で週5日以上稼働している。既存のサービス提供の範囲においては、地域での言語聴覚療法が普及し、活発に訪問サービスの利用が行われているものと推察した。事業形態別では、訪問看護ステーション・病院診療所による訪問が88%で、介護保険・医療保険の両方に対応する事業所が69%であった。高齢者施設を除く事業所の一部では成人と並行して小児分野への対応も行われており、摂食・嚥下、言語発達障害を有する医療的ケア児や発達障害児への訪問サービスが行われている。なお小児に対応する事業所についても、82%が県北西部に集中していた。リハビリテーションの対象領域では、大きなばらつきはないものの、難聴を対象とする事業所は3か所のみであった。

以上、県内の言語聴覚士の訪問事業における実態についてまとめた。居宅が密集した県北西部に比べて、そうでない地域での訪問事業は困難が予想されるものであるが、地域によらず言語聴覚療法を必要とする県民にサービスの提供を推進させていくために、より詳しい要因分析と様々な側面からの環境づくりの必要性が示唆された。訪問リハビリテーションにおける小児や難聴への対応については需要が拡大しているが経験の少ない事業所が多く、今後のサービス拡充のためには教育の充実も必要であると思われた。

5.おわりに

この度、言語聴覚士の実務実態調査にご協力くださった皆様に心より御礼申し上げます。調査結果が今後より充実したサービス連携の一助となれば幸いでございます。なお、調査結果のうち掲載許可を得た事業所の一覧を県士会ホームページに掲載いたしますので、ぜひご活用ください。

介護保険委員会は、研修等を通じ介護分野の情報・魅力を発信し、県内全域での介護保険分野の言語聴覚療法の推進に寄与すべく、引き続き活動を行なってまいります。